

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（埼玉県）

- 1 期間 平成27年度 第2四半期（7～9月）
- 2 検査計画概要

分 類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	18	出荷時期に 合わせて実施	30	19
果実類	7		33	25
きのこ・山菜類	5		7	4
畜産物	4	出荷状況に 合わせて実施	7	県北地域
野生鳥獣肉	2	採捕状況に 合わせて実施	18	4
乳	1	四半期ごと	3	3 クーラーステーション
穀類	3	出荷時期に 合わせて実施	40	—
海産魚種	—	—	—	—
内水面魚種	3	採捕状況に 合わせて実施	12	利根川水系 荒川水系
その他（茶）	—	—	—	—
小計	43	—	150	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	5以上	月1～3回	44	
計	48以上	—	194	—

※ 牛肉については、と畜場で全頭検査を実施する。

平成27年度 放射性物質の農産物等への影響調査 調査計画 (埼玉県・第2四半期)

(1) (各自治体の実施した調査で) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

調 査 対 象 品 目		調査基準数	調査対象市町村	7～9月 検体数	備 考		
ア キのこ ・ 山菜類等	・原木しいたけ（露地栽培）	その他 3 検体	滑川町	0	第1・3・4四半期 実施		
		その他 各1 検体	秩父市	0			
			横瀬町	0			
			皆野町	0			
			長瀬町	0			
			小鹿野町	0			
			飯能市	0			
			東松山市	0			
			日高市	0			
			蓮田市	0			
			越生町	0			
			小川町	0			
			嵐山町	0			
			鳩山町	0			
			ときがわ町	0			
			東秩父村	0			
			神川町	0			
	・原木むきたけ（露地栽培）	その他 1 検体	鳩山町	0	第3四半期実施		
	・野生きのこ類	その他 各3 検体	秩父市	0	第3四半期 実施		
			鳩山町	0			
			ときがわ町	0			
			横瀬町	0			
			皆野町	0			
			小鹿野町	0			
			長瀬町	0			
	・たけのこ（もうそうちく）	その他 各1 検体	さいたま市	0			
			熊谷市	0			
			秩父市	0			
			所沢市	0			
			本庄市	0			
			春日部市	0			
			羽生市	0			
			和光市	0			
桶川市			0				
久喜市			0				
鶴ヶ島市			0				
吉川市			0				
吉見町			0				
鳩山町			0				
寄居町	0						
杉戸町	0						
・たけのこ（まだけ）	秩父市		1				
	鳩山町		1				
	東秩父村		1				
	秩父市		0				
	神川町		0				
	越生町		0				
	秩父市		0				
	越生町		0				
・たらのめ			滑川町	0			
			東秩父村	0			
		・ふき		秩父市	0		
		・ふきのとう		越生町	0		
・わらび		滑川町	0				
		東秩父村	0				
		イ 野生鳥獣 の肉類	・イノシシ	その他 各1 検体	秩父市、飯能市、 本庄市、ときがわ町	9	
		埼玉県 基準値超過 あり(◎)	・シカ	基準値の 1/2超過あり 3 検体	秩父市	5	
	その他 各1 検体		飯能市、本庄市、 ときがわ町	4			
ウ 穀類 豆類	・大豆	基準値の1／2超過ないため対象外		－			

3

18

(2) (各自治体が実施した調査で) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

調 査 対 象 品 目		調査基準数	調査対象市町村	7～9月 検体数	備 考
ア 果実類	・ユズ、クリ	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
イ きのこと ・ 山菜類等 埼玉県 基準値の 1/2超過 あり(○)	・原木しいたけ(施設栽培)	基準値の 1/2超過あり 3検体	越谷市	0	第1・3・4四半期 実施
		その他 各1検体	秩父市	0	
			横瀬町	0	
			皆野町	0	
			長瀬町	0	
			小鹿野町	0	
			川越市	0	
			熊谷市	0	
			深谷市	0	
			所沢市	0	
			飯能市	0	
			本庄市	0	
			入間市	0	
			日高市	0	
			毛呂山町	0	
			鳩山町	0	
			滑川町	0	
			ときがわ町	0	
			東秩父村	0	
			美里町	0	
			寄居町	0	
ウ 野生鳥獣 の肉類	・カルガモ、キジの肉	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
エ 穀類	・米、そば	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
オ はちみつ	・はちみつ	基準値の1/2を超えないため対象外		—	

○

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

調 査 対 象 品 目		調査基準数	調査対象市町村	7～9月 検体数	備 考
ア 乳		埼玉県は対象外		—	
イ 牛肉					

(4) 水産物（基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目）

調 査 対 象 品 目		調査基準数	調査対象市町村	7～9月 検体数	備 考
ア 海産魚種	・ヒラメ、カレイ類、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類、サメ・エイ類、クロダイ、スズキ	埼玉県は対象外		—	
イ 内水面魚種	・ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類・コイ・モツゴ、ウナギ、アユ、アメリカナマス、スジエビ	基準値の1／2超過ないため対象外			

(5) 計画策定の際に考慮する品目

調 査 対 象 品 目		7～9月 検体数	備 考	
野菜類	・非結球性葉菜類（サラダハウレンソウ、コマツナ、ミズナ等）	6	通年実施	30
	・結球性葉菜類	0		
	・花蕾類	0		
	・ネギ属野菜類	0		
	・ウリ科の果菜類（キュウリ、カボチャ、シロウリ、ゴーヤ）	6		
	・ナス科の果菜類（ナス、アオナス、パプリカ）	7		
	・未成熟豆類（エダマメ、インゲン）	4		
	・根菜類（サツマイモ、サトイモ、ショウガ）	6		
	・その他（モロヘイヤ）	1		
穀類	・米	33	第2・3四半期 実施	40
	・麦（小麦、六条大麦）	7		
	・雑穀類（ダイズ、ソバ、エゴマ）	0		
果樹類	・ブラム、ナシ、カキ、クリ、カボス、ブドウ、イチジク	33	通年実施	
茶	・茶	0	第1四半期 実施	
きのこ類	・原木なめこ、原木くりたけ、原木まいたけ、原木ひらたけ	4	各1検体	
畜産物	・原乳	3		
	・牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵	7		
水産物 (内水面魚種)	・フナ、コイ、ナマス	12		129

(6) 市場において流通している品目（保健医療部食品安全課 調査）

調 査 対 象 品 目		7～9月 検体数	備 考	
ア.海産物	東日本産の魚介類	0	第3四半期 実施	44
イ.農産物等	東日本産の野菜、果実	0	第3四半期 実施	
ウ.畜産物	牛乳、食肉	12		
エ.乳児用食品	粉ミルク	0	第1四半期 実施	
オ.加工食品	一般食品	32		

※ 牛肉については、上記の他、県及びさいたま市が管轄すると畜場に出荷された牛の全頭検査を実施する。